

令和2年第9回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和2年8月28日(金) 午後3時00分～午後4時58分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

議案第52号 幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について

議案第53号 幕別町立学校職員に係るセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について

議案第54号 幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の策定について

議案第55号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第56号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第57号 令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第58号 令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第59号 令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第60号 令和元年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について

議案第61号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第8回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第8回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) ありません。

菅野教育長 事務報告がないようですので、議件に入ります。

日程第5、議案第52号、幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の策定についてから、日程第7、議案第54号、幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の策定についてまでは関連がありますので、一括して説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第52号、幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の策定についてから、日程第7、議案第54号、幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の策定についてまでは関連がありますので、一括してご説明いたします。

はじめに、この度の各種ハラスメントの防止等に関する指針の策定の経緯等につきまして、別添の議案第52、53、54号概要説明資料をご覧いただきたいと思っております。

1、策定の経緯として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、事業主がパワー・ハラスメントの防止措置や相談体制等を定める必要が生じたこと、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇確保等に関する法律」が一部改正され、セクシャル・ハラスメント、や妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止策が強化されたことを受け、女性をはじめ多様な人々が活躍できる就労環境を整備するため、幕別町立学校職員に係る各種ハラスメントの防止等に関する指針を策定するものであります。

2、策定する指針につきましては、(1)幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針、(2)幕別町立学校職員に係るセクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針、(3)幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の3つの指針であります。

それでは、改めまして、議案第52号、幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について、ご説明申し上げます。議案書は1ページ、資料につきましては、別添の議案第52号説明資料をご覧いただきたいと思っております。幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針(案)であります。

第1 趣旨は、この指針は、人事行政の公正の確保、幕別町立学校職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、パワー・ハラスメントの防止のための措置及びパワー・ハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義は、この指針において、「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。具体的には、点線四角の中になりますが、第2関係留意事項として、1「職務に関する優越的な関係を背景として行われる」言動とは、言動を受

ける職員が言動の行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもので、職務上の地位が上位の職員による言動などであります。2「業務上必要かつ相当な範囲を超える」言動とは、言動が明らかに業務上必要性のない又はその様態が相当でないものをいうが、具体的な状況を踏まえて総合的に判断するもので、明らかに業務上必要性のない言動などであります。2ページをお開きください。

第3 職員の責務として、1 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。2 職員は、別紙第1「パワー・ハラスメントを防止し、パワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項」を十分認識して行動するよう努めなければならない。4になりますが、校長等管理職員は、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワー・ハラスメントに関する申し出及び相談が職員からなされた場合には、申し出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。など校長等管理職員の責務を規定しているものです。3ページをお開きください。

第4 意識啓発等として、1 校長等管理職員はパワー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。2 町教委は、新たに職員となった者、及び新たに管理職員となった職員に対しパワー・ハラスメントに関して研修を受講させるよう努めるものとする。

第5 申し出等への対応として、1 申し出等が職員からなされた場合に対応するための職員、「相談員」を配置するものとする。2 相談員は、別紙2「パワー・ハラスメントに関する申し出等に対応するに当たり留意すべき事項」に十分留意して、申し出に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

点線四角の2になりますが、2の相談員として、学校教育課長、総務係長、総務係員、学校教育推進員、その他教育長が指定する教育委員会職員とするものです。

附則として、この指針は、決定の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものです。

次に、指針の第3の2の定めに基づき、別紙第1、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項を定めるもので、

第1、パワー・ハラスメントを防止し円滑な業務運営を行うために職員が認識すべき事項として、1 基本的な心構えでは、(1)パワー・ハラスメントは、職員の精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害するものであることを理解し、互いの人格を尊重し、パワー・ハラスメントを行ってはいけない。などです。2 パワー・ハラスメントになり得る言動では、(1)暴力・傷害などです。6ページをお開きください。3 懲戒処分については、懲戒処分に付されることがあると規定されておりますが、こちらにつきましては、「北海道職員に係る懲戒処分の指針」に基づき、北海道が懲戒処分を行うものであります。

第2 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するために認識すべき事項では、7ページをお開きください。1 問題提起する職員を、いわゆるトラブルメーカーと見て真摯に取り上げないこと。又は問題を当事者間の個人的な問題として片づけることがあってはならないこと。2 職場から問題の行為者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。3 パワー・ハラスメントを直接受けていない者も、気持ちよく勤務できる環境づくりのため上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 自分が受けている言動がパワー・ハラスメントではないかと考える場合において職員に望まれる事項では、1 一人で抱え込まずに、相談窓口や信頼できる人等に相談すること。2 当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーションを定めているものであります。8ページをお開きください。

次に、指針の第5の2の定めに基づき、別紙第2として、パワー・ハラスメントに関する申出等に対応するに当たり留意すべき事項を定めるもので、1 基本的な心構えでは、1 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つことなど。

第2 苦情相談の事務の進め方では、1 申出等を受ける際の相談員の体制等、2 相談者からの事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項、9ページをお開きください。3 行為者とされる者からの事実関係等の徴取、4 第三者からの事実関係等の徴取、5 相談者に対する説明、6 相談結果の報告を定めており、10ページには、様式1 パワー・ハラスメントに係る相談票、11ページには、様式2 パワー・ハラスメントに係る相談報告書を規定しております。

次に、議案第53号、幕別町立学校職員に係るセクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、資料につきましては、別添の議案第53号説明資料をご覧いただきたいと思っております。幕別町立学校職員に係るセクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針(案)であります。

第1 趣旨は、この指針は、人事行政の公正の確保、幕別町立学校職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシャル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義は、(1)セクシャル・ハラスメントは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。(2)セクシャル・ハラスメントに起因する問題は、セクシャル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシャル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。2ページをお開きください。

第3以降につきましては、先ほど説明いたしました、パワー・ハラスメントの防止等に関する指針と、ほぼ内容は同じになりますが、第3 職員の責務として、職員はセクシャル・ハラスメントをしてはならない。3ページをお開きください。

第4 意識啓発等

第5 申出等への対応を規定しており、4ページをお開きください。附則として、この指針は、決定の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものです。

次に、指針の第3の2の定めに基づき、別紙第1として、セクシャル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項を定めるもので、

第1 セクシャル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項として、

1 意識の重要性では、(1)お互いの人格を尊重しあうこと。などです。2 基本的な心構えでは(1)性に関する言動に対する受け止め方には個人間で差があり、セクシャル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。などです。6ページをお開きください。3、セクシャル・ハラスメントになり得る言動では、(1)職場内外で起きやすいものとして、ア、性的な内容の発言関係などです。7ページをお開きください。4 懲戒処分については、懲戒処分に付されることがあると規定されておりますが、こちらにつきましても、「北海道職員に係る懲戒処分の指針」に基づき、北海道が懲戒処分を行うものであります。

第2 職場の構成員として良好な勤務環境を確保するために認識すべき事項では、1 問題提起する職員を、いわゆるトラブルメーカーと見て真摯に取り上げないこと、又は問題を当事者間の個人的な問題として片づけることがあってはならないこと。2、職場から問題の行為者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。3、セクシャル・ハラスメントがある場合には、第三者として気持ちよく勤務できる環境づくりのため上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項として、8ページをお開きください。1 基本的な心構えとして、(1)一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと、など。2 セクシャル・ハラスメントによる被害を受けたと思うときに望まれる対応として、(1)嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること、などを定めているものです。9ページをお開きください。

次に、指針の第5の2定めに基づき、別紙第2として、セクシャル・ハラスメントに関する申出等に対応するに当たり留意すべき事項を定めるもので、

第1 基本的な心構えでは、1 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。など。

第2 申出等の事務の進め方では、1 申出等の事務の進め方などを定めており、11ページには、様式1 セクシャル・ハラスメントに係る相談票、12ページには、様式2 セクシャル・ハラスメントに係る相談報告書を規定しております。

次に、議案第54号、幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の策定について、ご説明申し上げます。議案書は3ページ、資料につきましては、別添の議案第54号説明資料をご覧くださいと思います。幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針(案)であります。

第1 趣旨は、この指針は、人事行政の公正の確保、幕別町立学校職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のため措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義は、(1)職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることとして、ア 妊娠したこと。など。(2)職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることとして、ア 労働基準法第64条の3の規定により妊娠、出産、哺育等の有害な業務に就かせないこと。など。2ページをお開きください。(3)職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。として、ア 育児休業等。(4)職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置に利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。として、ア、早出遅出勤務等。3ページをお開きください。

第3以降につきましては、先ほど説明いたしました、パワー・ハラスメントの防止等に関する指針と、ほぼ内容は同じになりますが、

第3 職員の責務として、職員は妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。など、5ページをお開きください。

第4 意識啓発等

第5 申出等への対応を規定しており、附則として、この指針は決定の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものです。6ページをお開きください。

次に、指針の第3の2定めに基づき、別紙第1として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項を定めるもので、

第1 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために職員が認識すべき事項として、1 基本的な心構えでは、(1)妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動は、ハラスメントの原因や背景となることなど、2 校長等の管理職員として認識すべき事項では、(1)妊娠した職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことなどにより、周囲の職員の業務負担が増大することもハラスメントの原因や背景となることなど、3 妊娠等をし、又は制度等の利用をする職員として認識すべき事項では、(1)仕事と両立していくために必要な場合は制度等の利用ができるよう知識をもつことなど、7ページをお開きください。4 懲戒処分については、懲戒処分に付されることがあると規定されておりますが、

こちらにつきましても、「北海道職員に係る懲戒処分の指針」に基づき、北海道が懲戒処分を行うものであります。

第2 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合における職員に望まれる事項として、1 基本的な心構えでは、(1)一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。など、2 ハラスメントに係る言動を受けたと思うときに望まれる対応として、(1)自分の意に反することは、相手に対して明確に意思表示することなどを規定しております。8ページをお開きください。

次に、指針の第5の2定めに基づき、別紙第2として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する申出等に対応するに当たり留意すべき事項を定めるもので、第1 基本的な心構えでは、1 被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常にもつこと。など、第2 申出等の事務の進め方では、1 申出等を受ける際の相談員の体制等を定めており、10ページには、様式1、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る相談票、11ページには、様式2、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る相談報告書を規定しております。

なお、提案しております、3つの指針につきましては、可決いただきましたら、9月開催予定の校長会議・教頭・主幹教諭会議において、各学校に通知する予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 この指針というのは、教員対教員だと思いが、仮に児童生徒の保護者対教員だった場合はどのような対応を行うのか。例えば、中学3年の担任をしている女性教員がいて、妊娠し産休等を取ることに對して、生徒の保護者が進路のこともあるときに妊娠するのはどうかと思う。といったことで、保護者が教員に精神的苦痛を与えたとき、どのような対応を行うのか。

学校教育課長（宮田 哲） 今回策定した指針につきましては、あくまでも教員が子どもや教員に対してのセクハラやパワハラを規定してございまして、学校内における児童生徒と教員の関係や、教員同士の場合に関する指針なので、保護者から教員に対しての場合はこの指針では網羅しきれない部分があります。学校の中で、保護者と話しをしていただく対応になるかと思っております。度が過ぎると教育委員会へ進む可能性はありますが、まずは話し合いをしていただくことになるかと思っております。

教育部長（山端 広和） これはあくまで職員、上司と部下などそういった形の中での取組となります。保護者に関わらず外部との関係については、これまでと同様、ケースバイケースでの対応となります。

東委員 いじめと重なる部分があるのかと思う。ハラスメントを受けた側に問題がなかったのかと思うところもある。原因があつてハラスメントを起されてしまうというのもゼロではないのかなと思う。いろんな方の話を聞いて、より良い方向へ解決すればいいと思う。

学校教育課長（宮田 哲） 冷静に迅速に対応していこうと思っております。

瀧本委員 相談員が教育委員会の職員になっているが、ハラスメントとして最終的に判断するのは誰なのか。

学校教育課長（宮田 哲） 申し出を受けて内容を確認し、セクハラやパワハラとなりますと処分の対象と考えられます。今までと同じよう対応したい。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。始めに議案第52号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第52号については、原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第53号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第53号については、原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第54号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第54号については原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第55号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案第55号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。議案書の4ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、コロナ対策にかかる追加分を町に要求しようとするものであります。

はじめに、10款教育費になりますが、117万7千円を追加し、予算の総額を16億8,642万1千円とするものであります。

1項 教育総務費 6目 給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、夏季休業日を短縮したことで給食提供日数が増となり、今後の給食補助調理員報酬と共済費に不足が生じるため追加するものであります。

次に、教育委員会関係分として2款総務費の予算に4,898万円を追加し、予算の総額を2億9,010万4千円とするものであります。

1項 総務管理費 22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち、小・中学校感染防止対策事業は1,086万6千円の追加になりますが、これから冬を迎えるに当たり、日常的に使用する小・中学校の手洗い場の温水化を行うための改修工事を実施しようとするものであります。

次に、小中学校感染症対策学習保障支援事業、3,106万1千円の追加になります。この事業は、国が学習保障に必要な物的支援として行う補助事業を活用するものであります。

補助事業の大枠としては、国が学校の規模別に事業費の2分の1以内を補助するもので、児童生徒数が300人以下は、100万円、301人から500人までは150万円、501人以上は200万円が上限額となっております。このため、本町においては、小中学校14校のうち、札内中が301人以上500人以上となり、補助金ベースでは150万円、事業費ベースだと倍の300万円、南小が501人以上となり、補助金ベースでは200万円、事業費ベースだと倍の400万円、その他12校については、すべて児童生徒数が300人以下ですので、各校、補助金ベースで100万円、事業費ベースだと200万円が上限額となり、各校分の上限額で補助申請をし、交付決定を受けているところであります。

議案の説明欄に記載の消耗品のうち、感染症対策等支援用消耗品は各学校で使用するマスクや消毒液などで、次の学習保障支援用消耗品はプリンター用のインクやトナーなどの消耗品であります。

備品購入費は、すべての学校の保健室にエアコンを設置するほか、指導者用デジタル教科書を購入するための費用や、各学校で必要とする扇風機などの備品であります。

なお、指導者用デジタル教科書については、学校と協議のうえ、小学校は5年生、6年生の外国語と全学年の算数、中学校は、社会と数学を全学年分、用意したいと考えております。

議案書5ページをお開きください。

小・中学校授業確保事業、510万9千円の追加になりますが、授業時数確保のため夏季休業日を短縮したことにより、学校事務補助員や特別支援教育支援員、スクールガードの勤務日

数が11日間増え、報酬や共済費、通勤手当として支給する費用弁償に不足が生じることから追加するものであります。

次に、公共的空間安全・安心確保事業については、図書館に要する費用で194万4千円の追加であります。

図書館本館と札内分館、忠類分館の感染防止対策用として、閲覧用テーブルに間仕切りを設置するほか、本館研修室には、1テーブルにつき一人の使用で行事等が開催できるようパネル付きの会議用テーブルの設置やAVコーナーへのパーテーション設置、また、忠類分館は、現在、閉館後は簡易な箱に本を入れてもらい返却していただいておりますが、不要な接触回数の軽減を図るためブックポストを要求するほか、展示コーナーは、現在使用している学校用の机を展示用テーブルに入れ替えようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

國安委員 デジタル教科書はどんなものなのか。また、何に使うのか。

学校教育課長（宮田 哲） DVDに教材が入っていて、拡大して写せたり、一部をより拡大したりできる。答えを記入する欄をクリックすると答えが表示されたり、英語だと単語をクリックすると発音が流れたりする。また、映像だと視覚が刺激されてより集中できるかと思えます。

瀧本委員 保健室用エアコンに限らず、全ての教室や熱を発するパソコン教室に追加して設置できるのか。可能であれば、それらを追加したら、より効果的になると思う。

学校教育課長（宮田 哲） 他の教室、職員室等も別に準備しているところです。

教育部長（山端 広和） 保健室のエアコンは補助事業で備品という扱いになるので、工事が伴わないものとなります。全ての教室に設置するとなると、電気工事等、非常に多額の経費が必要となります。現在、試算しているところで、今後、出来れば設置したいと考えていますが、今回の予算では難しいというものです。

小尾委員 コロナ対策で水筒を持参しているが、手洗場温水化改修工事では蛇口をひねるタイプになるのか、自動水栓になるのか。

学校教育課長（宮田 哲） 自動水栓が構造的につけられないので、混合栓で対応する予定です。

なお、感染症対策として自動手指消毒器を学校に配付しました。

小尾委員 消毒で引火したなど事故が発生しているので、気をつけてほしい。

学校教育課長（宮田 哲） 火を使う際には細心の注意をするよう、指導していきたいと思えます。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第55号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第55号については原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第56号、第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出については、公開すると業務遂行上、支障がある事業を一部含むため「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第10、議案第57号、令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長（宮田 哲） 議案第57号、令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧くださいと思います。

小学校において使用する教科用図書につきましては、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。

現在使用の小学校教科用図書は、令和2年度から使用しており、来年が2年目となります。

このことから、令和3年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました令和2年度から使用している教科書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第57号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第57号については原案どおり可決しました。

次に、日程第11、議案第58号、令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長（宮田 哲） 議案第58号、令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書は10ページでございます。

令和3年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、管内18町村で構成いたします、第12地区教科書採択教育委員会協議会で、8月6日開催の第6回協議会において、令和3年度から使用する中学校用の教科書を1者に決定したところであり、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は令和3年度に使用する中学校用教科用図書として、議案書中段の表にありますように、「国語と書写は教育出版、社会の地理、歴史、公民は東京書籍、地図は帝国書院、数学は東京書籍、理科は、新興出版社啓林館、音楽は一般、器楽ともに教育出版、美術は、日本文教出版、保健体育は学研教育みらい、技術、家庭はともに開隆堂出版、英語は教育出版、道徳は東京書籍」を採択するものであります。

なお、参考ではありますが、結果として、今年度を使用している教科用図書と同様の発行者の図書となっているところであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

國安委員 小学校と中学校で理科だけ発行者が違うのは、なぜなのか。

菅野教育長 理科だけ小学校と中学校違うことに管内の協議会では議論がありませんでした。あくまでも、それぞれの教科書を比較して、より良いものを採択している。結果的に前回と同じものが良いとなりました。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第58号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第58号については原案どおり可決しました。

次に、日程第12、議案第59号、令和3年度使用教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長（宮田 哲） 議案第59号、令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書又は文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

なお、議案第57号同様、8月6日開催の第12地区教科書採択教育委員会 協議会で決定いたしましたとおり、すなわち、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和3年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料〈令和2年6月北海道教育委員会作成〉』記載の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科書を使用できるよう、幅広く採択をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第59号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第59号については原案どおり可決しました。

次に、日程第13、議案第60号、令和元年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について説明を求めます。

教育部長（山端 広和） 議案第60号、令和元年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価、についてご説明申し上げます。別にお配りしております、点検・評価報告書をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」とありますが、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は毎年、前年度の事務の点検・評価を行うこととされておりますが、下段の四角の第26条にありますとおり、この報告書を議会に提出するとともに、一般に公表することも義務付けられているところであります。

例年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、町民の皆さんにも公表しているものであります。

この度、平成30年度分について、点検・評価をまとめましたので、ご説明させていただきます。ページ数も相当多いため、概略についてご説明申し上げます。

2枚目が目次となりますが、報告書は大きく、第1章教育委員会の活動状況等、第2章第6期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価に分かれております。

第1章では、教育委員会会議の開催及び審議内容をはじめ、条例・規則・要綱等の制定、教育支援委員会等の附属機関の活動状況になりますが、1ページから8ページに記載してありますので後ほどご覧いただきたいと思います。

14ページをお開きください。ここから第2章の部分になり、第6期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価であります。上の囲みでは、総合計画の組み立てに合わせて、主要施策や施策の方向を体系化し、点検・評価を実施しております。

第1節、国内交流や国際交流の推進、主要施策、国内交流の推進、施策の方向は、様々な地域との交流による連携強化であります。本事業につきましては、上尾市については旧忠類村時代から継続して交流事業を実施しているものであり、高知県中土佐町及び神奈川県開成町との交流事業は平成27年度から実施しております。データ欄にありますとおり、児童の派

遣の実施は隔年となっており、令和元年度は、埼玉県上尾市に10人、高知県中土佐町と神奈川県開成町には20人の児童を派遣したところであります。

次に、15ページをお開きください。このページと次の16ページは、中学生・高校生に対する国際交流事業の推進に伴います各種施策について記載しております。

なお、昨年度の中学生・高校生海外研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しているところであります。

18ページをお開きください。このページから29ページまでは、第2節、豊かな人生を育む生涯学習の推進で、主要施策については、このページの学習プログラムの充実から、29ページ図書館機能の拡充まで、6つの主要施策について記載しております。

24ページをお開きください。主要施策、学習・活動機会の充実として、データ欄にありますとおり、忠類地区を除く生涯学習講座の実施回数、受講人数は、令和元年度が35回、1,117人で、前年対比では回数、人数ともに減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた講座を中止したことによるものであります。

また、実績データの下段になりますが、清陵高校の学校開放講座を新たな実績としてあげています。この講座は、清陵高校の先生方が講師として、学校を会場にプラモデルづくりやクッキング講座、音楽や英会話、荷造りなどバラエティに富んだ内容で、夏休みと冬休みの2回実施され、子供から大人まで延べ90人の参加がありました。教育委員会といたしましても、高校支援の1事業として今後も協力してまいりたいと考えております。

なお、その上にあります青少年公開講座については、これまで小学生を対象に実施していましたが、昨年度は、高校の開放講座と重なることから実施を見送ったところであります。

27ページをご覧ください。このページから29ページまでは、図書館について記載しており、施策の方向では住民参画による図書館機能強化や蔵書・図書企画展の充実、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組むこととしております。27ページの事業の進捗状況に記載のとおり、図書館オリジナルキャラクタートートバックの企画・販売では、中札内高等養護学校幕別分校の生徒も携わり、また、販売に併せて読み聞かせや障害者福祉施設等による軽食販売等も企画し、多くの人たちが関わり、地域の繋がりや醸成を図りました。さらには、スマホやタブレット等のカメラを通してみることで、その場所にはないものが見えたり音声が聞けたりするARを活用し、歴史の散歩道や観光スポットを紹介するコンテンツを作成したところであります。今後におきましても、図書館を核とした地域づくり事業などを通し、本や図書館に親しんでもらえるような事業の展開を図ってまいります。

30ページをご覧ください。このページから52ページまでは、第3節、「生きる力」を育む学校教育の推進について記載しており、主要施策は、このページの幼児教育から始まり、52ページの高等学校教育・特別支援学校の支援について記載しております。

36ページをご覧ください。施策の方向は、学校運営協議会の活用と社会に開かれた学校教育の推進です。昨年度から法に基づく学校運営協議会を中学校区ごとに学園として設置いたしました。初年度は、各学園において制度理解を深めることが中心でありましたが、今後、開かれた学校運営や小中一貫教育を推進するため、コミュニティスクールを中心として地域の協力を得ながらよりよい学校運営が進められるよう取り組んでまいります。

39ページをお開きください。施策の方向は、特別支援教育の推進です。データの欄1段目には、各年5月1日時点での特別支援教育支援員の人数を記載しておりますが、令和元年度は、前年度と比較して1人増の46人を配置いたしました。今後におきましても、学習支援や生活介助を必要とする児童生徒が年々増加していくものと思われまことから、その支援の充実に努めてまいります。

41ページになります。施策の方向は、特色ある学校づくりの推進です。データといたしましては、小中学校ともに、全国学力・学習状況調査のうち、生活習慣や学習環境の調査結果の一部をデータに反映しています。設問は、小学6年生、中学校3年生、ともに同じで、「地

域や社会をよくするため、何をすべきか考えていることがありますかという設問に」、考えていると回答した割合になりますが、小学6年生では令和元年度が55.3%、中学3年生では51.5%で、前年と比較すると小学生で1.5ポイント、中学生で7.7ポイント上昇しております。各学校では特色ある多様な教育活動を展開しており、地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心の高まりにつながっているものと考えており、今後も、コミュニティスクールや学園単位の中で、地域の特色を生かした取組を促進したいと考えております。

43ページになります。施策の方向は、いじめや不登校、虐待などへの対応についてであります。実績データ欄の中段をご覧ください。令和元年度のいじめの認知件数は、小中学校合計で3件となっており、前年と比較すると1件増となっています。今後も学校の教育活動全体を通していじめの防止対策に取り組むとともに、学校や家庭、地域、また、いじめ防止対策推進委員会などの関係機関と連携を図りながら、いじめから児童生徒を守る取組を推進してまいります。

次に、不登校の児童生徒につきましては、データ欄の下段に記載のとおり、令和元年度で小中あわせて35件、前年対比で1件減となっています。今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用をはじめ、まっく・ざ・まっくにおける教育相談を通して、不登校の児童生徒に対するケアに努めてまいります。

46ページをご覧ください。施策の方向は、健やかな成長に資する給食の提供についてであります。給食は、健やかな成長を図るための重要な要素であり、給食の充実はもとより、地場食材の提供は、郷土意識の醸成など食育の観点からも重要でありますことから、今後におきましても、可能な限り地場農産物の提供に努めてまいります。

47ページをご覧ください。施策の方向は、小中一貫教育の推進についてであります。昨年度から、町内5つの学園で本格実施いたしました。初年度ということもありましたが、各学園では乗入授業をはじめ、合同挨拶運動や中学校登校、合唱でつながる9年間に取り組むなど、学園ごとに工夫しながら実施したところであります。今後につきましては、学園間における成果と課題を情報共有し、改善を図りながら進めてまいります。

49ページ及び50ページをご覧ください。主要施策は教育施設の整備、施策の方向は、学校施設や教員住宅の整備についてであります。49ページでは、新たな評価指標として長寿命化計画に基づく学校施設の整備を盛り込んでいます。長寿命化計画につきましては、本年度中に策定するための準備を進めており、次年度以降は、この計画に基づき学校施設整備を要求してまいりたいと考えております。

51ページ及び52ページをご覧ください。主要施策は高等学校教育・特別支援学校の支援、特色ある学校づくりに対する支援と就学に対する支援であります。51ページになりますが、昨年4月に清陵高校が開校いたしました。教育委員会といたしましては、幕別町の土壌や幕別高校と江陵高校の伝統・特徴を生かした魅力ある学校づくりを目指す幕別清陵高校に対し、今後におきましても、できる限りの支援を実施してまいりたいと考えているところでもあります。

53ページをお開きください。このページから55ページまでは、4節青少年の健全育成の推進、主要施策は青少年の健全育成、施策の方向は、家庭教育の充実や、豊かな人間性の育成、各種団体に対する支援についてであります。

56ページをご覧ください。このページから59ページまでは、5節、芸術・文化活動の振興、主要施策は、芸術・文化活動の支援と人材育成、芸術・文化事業の推進、芸術・文化鑑賞機会の拡充であります。引き続き、文化協会や町民芸術劇場などへの支援を行い、優れた芸術鑑賞機会の充実を図ってまいります。

60ページをご覧ください。このページから64ページまでは、6節、歴史的文化の保存・伝承、主要施策は、施設の充実、歴史的文化の保存・継承と活用、アイヌ文化の保存振興と理解の促進についてであります。引き続き、ナウマン象記念館やふるさと館、蝦夷文化考古館

などの施設整備の検討を進めるとともに、歴史的な収蔵物や資料の保存と調査研究、町民が郷土の歴史と文化に触れあうことができるよう取り組んでまいります。

65ページをご覧ください。このページから72ページまでは、7節、健康づくりとスポーツ活動の振興、主要施策は、スポーツ・レクリエーション活動の推進、指導者・組織の育成と支援、社会教育施設の整備充実と有効活用、パークゴルフ振興についてであります。

67ページをご覧ください。施策の方向は、スポーツに対する意識の向上と次世代のオリンピックアスリートの育成についてであります。平成30年度から、国の地方創生推進交付金を活用し、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を実施しております。昨年度は、このページの中段に記載のとおり、未来のオリンピックを育てる事業については、マウンテンバイクの山本選手、陸上の福島選手、女子ラグビーの桑井選手をお招きし、札内スポーツセンター前の芝生を会場に、それぞれの競技を体験するなどの触れ合いイベントを実施いたしました。このほか、スポーツ合宿・大会の誘致では、慶應義塾体育会野球部の合宿誘致をはじめ、車イスラグビーの日本選手権大会予選リーグが開催されました。

また、町民と考えるオリンピックの町ワークショップは、平成30年度から実施し、昨年度、5回のワークショップを踏まえた提言をいただきましたので、今後、いただきました提言を踏まえスポーツの振興及びスポーツを活用したまちづくりや地域振興を一層、推進するためのスポーツ振興計画の策定に着手してまいります。

次に73ページをお開きください。ここから104ページまでは資料を添付しております。

105ページをお開きください。このページから、109ページまでは関連する規定等を掲載しております。

110ページ以降には、本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、外部意見として町長部局の部長職をはじめ、東十勝退職校長会会長、清陵高校校長、町PTA連合会会長、社会教育委員長にご協力をいただいたところであります。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、来月2日に開会の第3回町議会定例会の会期中に、議会に提出する予定であり、同時に教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等に備え置いて、閲覧できるようにするほか、町のホームページ上でも閲覧できるようにして、町民の皆さんへ公表いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第60号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第60号について原案どおり可決しました。

次に、日程第14、議案61号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため「秘密会」といたします。これご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については以上となりますが、このほか、皆さんから何かございませんか。

生涯学習課長(石田 晋一) 皆さんにお配りしております、チラシをご覧ください。本年度、忠類ナウマン象化石発掘事業50周年で広報用のチラシが完成しましたので、ご報告いたします。忠類ナウマン象化石里帰り「今年もナウマン象の本物の化石がやってくる!」と書いてありますが、北海道博物館から2点本物の化石をお借りしまして、会場が幕別町百年記念ホールロビーになります、明日から11月3日まで前足の骨、1点を展示しております。図書館

に向かう通路で展示をしております。忠類以外で化石を幕別で展示するのは初めてになります。

こちらのチラシには記載ないですが、8月26日から28日まで役場一階ロビーにて同じ前足の骨を展示したところであります。

会場二つ目は、忠類ナウマン象記念館の主展示室において、8月26日から11月3日まで臼歯の化石を展示しております。その後、北海道博物館におきまして、臼歯に穴が開いたところを修復してしまったのですが、同じものを展示しております。忠類ナウマン象記念館には、他にはない、そのレプリカもありますので機会がありましたら、是非ご覧ください。

チラシの右下になります、ナウマン象の化石の発掘調査を10月19日から22日、26日から28日の7日間発掘を行います。まだ掘っていない場所になりますので、足跡に限らず化石の発見も期待されております。

特別展のナウマン象復元骨格模型と現生アジア象の骨の比較展示を行います。帯広動物園の亡くなったナナちゃんの前象の化石が動物化石発掘館から特別にお借りしまして、展示いたします。50周年記念事業に伴いまして、ホンヤミカココンサートも開きます。普段ナウマン象記念館に足を運ばないような人たちをターゲットにして、コンサートに来ていただいてその際に展示も見ていただこうかなと考えております。その際には入館料無料で見学できます。どうぞ、よろしく願いいたします。

菅野教育長 ほかに何かございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第9回教育委員会会議を閉じます。